

派遣労働者の均衡待遇の推進等に関する行政評価・監視結果に基づく改善措置状況の概要

- 調査の実施時期 : 平成25年12月～26年3月
- 調査対象機関 : 石川労働局、事業所等（派遣元事業所及び派遣先事業所。事業所に雇用され又は派遣された派遣労働者を含む）
- 所見表示（改善通知）年月日 : 平成26年4月18日（通知先：石川労働局）
- 回答年月日 : 平成26年7月18日

石川行政評価事務所の所見表示要旨	石川労働局の回答要旨
<p>1 派遣元事業所^{*1}における労働者派遣法の遵守の徹底</p> <p>石川労働局は、労働者派遣法の遵守、派遣労働者の保護及び雇用の安定を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。</p> <p>① 定期指導^{*2}及び集団指導等の機会を利用し、派遣元事業所が講ずべき事項についてより一層の周知徹底を図るとともに、派遣労働者に対しても制度等の説明を丁寧に行うよう派遣元事業所を指導すること。</p> <p>② 労働者派遣事業に係る指導監督状況については、その結果を取りまとめ、顕著にみられる是正指導事項等についてはホームページ等を利用して公表するなど、定期指導を受けていない事業所も自主的に改善が図れるよう情報提供に努めること。</p>	<p>派遣元事業主^{*1}に対する法の遵守の徹底を図るため、日常的に窓口における相談時や是正状況の確認の際に、丁寧に説明を行う他、今回指摘された事項を踏まえ、以下の取組を進めていくこととする。</p> <p>① 個別指導^{*2}及び集団指導における説明資料や周知方法を再検討し、派遣元事業主が講ずべき事項についてより一層周知徹底を図る。また、併せて派遣労働者に対してリーフレットを活用し、制度等の説明を丁寧に行うよう派遣元事業主を指導する。</p> <p>② 当局が実施した指導監督の状況について、多くみられる是正指導事項を取りまとめた資料を作成のうえ、ホームページに平成26年7月16日に公表して、個別指導を受けていない事業所も自主的な改善が図られるよう措置を講じた。</p>

③ 派遣元事業所が事業運営を適切に行うために統一的な自主点検表を作成し、集団指導及び定期指導の機会を利用して配布するなど、積極的な活用を求めること。

2 派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知の徹底

石川労働局は、派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知及び派遣労働者の労働条件の確保を図る観点から、次の措置を講ずる必要がある。

- ① 労働者派遣契約書及び派遣先管理台帳等の適切な記載など、労働者派遣法及び派遣先指針等に定める事項を遵守するようより一層指導すること。
- ② 派遣先事業所に対する労働者派遣法の周知をより一層推進するため、派遣先が遵守すべき事項の説明及び資料配布等について派遣元事業所に協力を求め、派遣元事業所を通じて派遣先への周知を図るなど、派遣先に対する法令等の周知の推進を図ること。

③ 派遣元事業主向けの自主点検表を平成26年度上半期中に作成し、積極的な活用が図られるよう努める。なお、派遣先事業所に対しては、既存の自主点検表を平成26年5月19日に石川労働局ホームページに掲載し、その効果的な利用を図るとともに、引き続きわかりやすい自主点検表となるよう内容の検討を図る。

派遣先事業所に対する法の周知の徹底を図るため、日常的に窓口における相談時や改善状況の確認の際に、丁寧に説明を行う他、今回指摘された事項を踏まえ、以下の取組を進めていくこととする。

- ① 労働者派遣法及び派遣先指針等に定める事項の遵守について、集団指導や個別指導において、説明資料を配布し、丁寧にわかりやすく説明するよう心がけ、より一層の指導に努める。
- ② 派遣先事業所に対する法令等のより一層の周知を推進するため、「労働者派遣事業に係る関係書類のモデル例」を平成26年4月版としてわかりやすく再編集し説明に活用しているほか、リーフレット等の配布に派遣元事業主の協力を求め、派遣元事業主を通じて派遣先事業所への周知を図る。

<p>③ 派遣労働者の待遇の改善については派遣先の協力が不可欠であることから、派遣労働者と派遣先の労働者の均衡を考慮した待遇確保のため、派遣先は派遣元事業主の求めに応じ、必要な協力をするよう努めなければならないことについて、集団指導等の機会をとらえてより一層の周知を図ること。</p> <p>④ 派遣先事業所に対する集団指導については、事業所の出席状況の経年的な把握を行うとともに、出席率を高める措置を検討するなど、その実効性を高めること。</p>	<p>③ 派遣労働者の待遇改善について、派遣元事業主からの求めに応じて、派遣先事業所が必要な協力をするよう努めなければならないことについて、リーフレット等を活用し、今後実施する集団指導等の機会を有効に活用し周知を図る。</p> <p>④ 平成26年度から新たに派遣先事業所の名簿を作成することにより、事業所の出席状況を経年的に把握し、これに基づき案内方法を工夫するなど、集団指導の出席率を高める方策を講じる。</p>
--	--

※1 労働者派遣法において、派遣元事業主に対して指導を行う旨の規定があることから、所見表示を受けて指導等を実施する対象を明確にし、確実に改善措置を図る観点から、回答に当たっては、所見表示における「派遣元事業所」を「派遣元事業主」に改めた。

※2 「定期指導」とは、通常、個別の事業所に対して実施する個別指導を指すが、厳密には、事業所を集合させて実施する集団指導も含む概念であるため、所見表示を受けて対応すべき事項を明確にするとともに、確実に改善措置を図る観点から、回答に当たっては、所見表示における「定期指導」を「個別指導」に改めた。